

次回会議の開催日時等について（案）

1 開催日時

日 時：平成27年2月23日（月） 午後1時30分から

場 所：市庁 本館3階 第三委員会室

2 主な議題

(1) 第2期八戸市次世代育成支援行動計画（案）について

(2) 特定教育・保育施設における利用定員の設定について

『子ども・子育て支援法』

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第1項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第43条第3項

3 市町村長は、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(3) 1号認定子どもに係る利用者負担額（保育料）の変更について
別添のとおり